

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月10日 13時00分ごろ
発生場所	滋賀県高島市今津町 ^{はまぶん} 浜分東方沖（琵琶湖北西部） 今津中学校四等三角点から真方位067° 1,520m付近 （概位 北緯35° 25.2′ 東経136° 02.8′）
事故の概要	水上オートバイ ^{ワーニング} WARNING!!は、航行中、錨泊中のプレジャーボート Bumble号に衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート Bumble号、2.3トン 253-35150滋賀、有限会社イワキプランニング B 水上オートバイ WARNING!!、0.2トン 240-61954大阪、株式会社レクステップ
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、特殊
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、無人で錨泊中、B船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操縦免許を取得して初めての操船で、約10ノットの対地速力で航行中、前路に認めていたA船が船首方約20mとなって衝突の危険を感じて減速しながら右転したものの、A船に衝突した。 船長Bは、旋回半径が思ったより大きくなったので、操縦特性を適切に把握することが重要と本事故後に思った。
分析	A船は、無人で錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、操縦免許を取得して初めての操船で航行中、前路に認めていたA船の船首方約20mまで接近したことから、危険を感じて減速し、右転したものの、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が錨泊中、船長Bが、操縦免許を取得して初めての操船で航行中、前路に認めていたA船の船首方約20mまで接近したため、危険を感じて減速し、右転したものの、A船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 水上オートバイの操縦特性を十分に把握して航行すること。
- ・ 技量が未熟で操船に不安がある場合、他船に接近しないこと又は周囲に他船がない海域で減速して航行することが望ましい。